



資料提供
平成26年11月26日（水） 15:00 解禁

担当	滋賀労働局職業安定部職業対策課 課長 辻光男 課長補佐 向井靖弘 地方障害者雇用担当官 友尻義一 電話 077-526-8686
----	--

県内で雇用される障害者数は、過去最高を更新 —実雇用率、法定雇用率達成企業割合はともに全国平均を上回る—

滋賀労働局（局長 野田律）では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、1人以上の障害者の雇用義務がある事業主から、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」と総称します。）の雇用状況について報告を求めています。

このほど、平成26年6月1日現在における障害者雇用状況報告（常時雇用する労働者が50人以上の県内本社企業752社及び県内地方公共団体 回答）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

1 《 滋賀県内に本社のある民間企業 》（法定雇用率2.0%）

- 雇用されている障害者数（注1）は2,370.5人と過去最高を更新し、対前年4.5%（101.0人）増加した。
- 実雇用率（注2）は1.87%（対前年比0.06ポイント上昇）で、全国平均の1.82%を上回った。
- 法定雇用率達成企業の割合は54.9%（対前年比3.1ポイント上昇）で、全国平均の44.7%を上回った。

2 《 公 的 機 関 》（法定雇用率2.3%、県教育委員会は2.2%）

- 滋賀県庁は、実雇用率が2.45%と前年より0.14ポイント上昇した。
滋賀県教育委員会は、実雇用率が2.01%と前年より0.24ポイント上昇した。
市町の機関は、実雇用率が2.29%と前年より0.09ポイント上昇した。
- 公的機関28機関中、法定雇用率達成機関の数は22機関、未達成機関は、滋賀県教育委員会を含め計6機関となった。

3 《 未達成企業等に対する取り組み 》

全ての未達成企業に対し訪問指導を実施しますが、特に、次の①、②に該当する企業を重点的に指導を行うこととしています。

- ① 障害者を雇用していない企業
- ② 新たに未達成となった企業

（注1）障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。人数の算定に当たっては、重度身体障害者及び重度知的障害者（短時間労働者を除く。）については、1人を2人と数え、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人を0.5人と数えて算出している。

（注2）実雇用率は、上記により算出した障害者の数を、労働者数（常用労働者総数から業種ごとに定められた除外率相当数を除いた労働者数）で除したものである。

障害者雇用状況報告の滋賀県内の集計結果(概要)

1. 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者数、実雇用率 (7頁参照)

- ・滋賀県内にある民間企業(50人以上規模の企業752社：法定雇用率2.0%)に雇用されている障害者の数は、2370.5人で、過去最高となった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は1,528.5人(前年比2.0%増)、知的障害者は701.0人(同7.8%増)、精神障害者は141.0人(同17.0%増)であり、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の上昇率が大きかった。
- ・実雇用率は、1.87%であり、全国平均の1.82%を上回った。
雇用する障害者の数が増加した企業は173社と、減少した企業の102社を上回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、54.9%(752社のうち413社)であり、全国平均の44.7%を大きく上回った。

前年に比べ、対象となる企業数については、17社(2.3%)が増加となり、法定雇用率達成企業数についても32社(8.4%)と大幅に増加し、全ての企業規模で前年を上回った。

注)障害者の人数、実雇用率については、前ページの注1及び注2を参照。

○ 企業規模別の状況 (8頁参照)

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	雇用されている障害者数	実雇用率		法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合	
				26年	25年		26年	25年
規模計	企業 752	人 127,061.0	人 2,370.5	% 1.87	% 1.81	企業 413	% 54.9	% 51.8
50人以上 100人未満	367	25,955.5	493.5	1.90	1.88	200	54.5	52.4
100人以上 300人未満	308	47,909.5	788.5	1.65	1.60	173	56.2	52.6
300人以上 500人未満	50	17,007.5	278.0	1.63	1.48	23	46.0	42.3
500人以上 1,000人未満	20	12,551.5	256.5	2.04	1.86	13	65.0	52.6
1,000人以上	7	23,637.0	554.0	2.34	2.29	4	57.1	55.6

○ 産業別の状況 (9～12頁参照)

- ・法定雇用率を上回った業種は「医療、福祉」(2.48%)、「運輸業、郵便業」(2.11%)、「金融業、保険業」(2.01%)となり、昨年の1業種を上回った。
- ・民間企業全体の実雇用率1.87%を上回ったのは上記3業種の外、「生活関連サービス業、娯楽業」(1.93%)の計4業種であった。
- ・実雇用率が前年を上回った業種は9業種であった。

産業	企業数	雇用障害者数	雇用率		法定雇用率を上回る業種	前年の雇用率を上回る業種
			26年	25年		
農業, 林業	1	1.0	1.72	1.75		
建設業	16	33.0	1.50	1.49		○
製造業	292	885.5	1.76	1.70		○
情報通信業	7	19.0	1.49	1.77		
運輸業, 郵便業	44	106.5	2.11	1.97	○	○
卸売業, 小売業	89	436.0	1.80	1.72		○
金融業, 保険業	9	90.0	2.01	1.93	○	○
不動産業, 物品賃貸業	8	3.0	0.39	0.13		○
学術研究, 専門・技術サービス業	8	21.5	1.52	1.69		
宿泊業, 飲食サービス業	22	57.0	1.87	1.70		○
生活関連サービス業, 娯楽業	18	33.0	1.93	1.85		○
教育, 学習支援業	12	11.0	0.99	1.01		
医療, 福祉	135	488.5	2.48	2.55	○	
複合サービス事業	14	56.5	1.72	1.75		
サービス業	77	129.0	1.50	1.32		○

○ 法定雇用率未達成の企業の状況 (13頁参照)

- ・平成26年の法定雇用率未達成の企業は339社で前年より15社減少した。ハローワークの指導により、前年未達成であったが、本年達成となった企業は63社であった。
- ・339社のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（いわゆる1人不足企業）が67.3%（228社）あり、障害者を1人も雇用していない企業（いわゆる0人雇用企業）が63.1%（214社）であった。前年に比べ1人不足企業については5社減少し、0人雇用企業については同数であった。

2. 地方公共団体における雇用状況 (14・15頁参照)

地方公共団体（県・市町、公立病院等）の機関において雇用されている障害者の数は563.5人で、前年（531.0人）より32.5人増加した。

各機関の実雇用率は、滋賀県（知事部局・病院事業庁・企業庁）が2.45%、滋賀県教育委員会が2.01%、地方公共団体26機関が2.29%であった。

滋賀県内では、滋賀県教育委員会、長浜市、竜王町、高島市病院事業、長浜市病院事業、野洲市教育委員会が、法定雇用率未達成の機関となっている。

ただし、竜王町は、9月25日現在において、達成機関となっている。

<参考>

一般の民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

平成	常用労働者数(人)		障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減	滋賀県	全国	滋賀県	全国
2	73,425	1.8	1,408	5.5	1.92	1.32	77.3	52.2
3	75,849	3.3	1,427	1.3	1.88	1.32	72.3	51.8
4	77,233	1.8	1,464	2.6	1.90	1.36	70.9	51.9
5	77,047	-0.2	1,484	1.4	1.93	1.41	70.5	51.4
6	77,165	0.2	1,492	0.5	1.93	1.44	69.9	50.4
7	78,155	1.3	1,474	-1.2	1.89	1.45	67.3	50.6
8	78,865	0.9	1,470	-0.3	1.86	1.47	66.5	50.5
9	80,926	2.6	1,519	3.3	1.88	1.47	66.2	50.2
10	81,972	1.3	1,619	6.6	1.98	1.48	70.1	50.1
11	84,396	3.0	1,585	-2.1	1.88	1.49	59.7	44.7
12	83,150	-1.5	1,563	-1.4	1.88	1.49	61.2	44.3
13	83,582	0.5	1,560	-0.2	1.86	1.49	61.2	43.7
14	83,540	-0.1	1,509	-3.3	1.81	1.47	56.7	42.5
15	85,228	2.0	1,534	1.7	1.80	1.48	56.5	42.5
16	89,628	5.2	1,507	-1.8	1.68	1.46	54.7	41.7
17	94,210	5.1	1,576	4.6	1.67	1.49	54.5	42.1
18	97,705	3.7	1,662.0	5.5	1.70	1.52	56.9	43.4
19	103,544	6.0	1,709.5	2.9	1.65	1.55	55.6	43.8
20	109,029	5.3	1,800.0	5.3	1.65	1.59	54.2	44.9
21	106,045	-2.7	1,773.0	-1.5	1.67	1.63	55.8	45.5
22	107,204	1.1	1,809.0	2.0	1.69	1.68	56.5	47.0
23	119,507.0	11.5	1,917.5	6.0	1.60	1.65	50.4	45.3
24	120,502.5	0.8	2,141.0	11.7	1.78	1.69	54.7	46.8
25	125,666.0	4.3	2,269.5	6.0	1.81	1.76	51.8	42.7
26	127,061.0	1.1	2,370.5	4.5	1.87	1.82	54.9	44.7

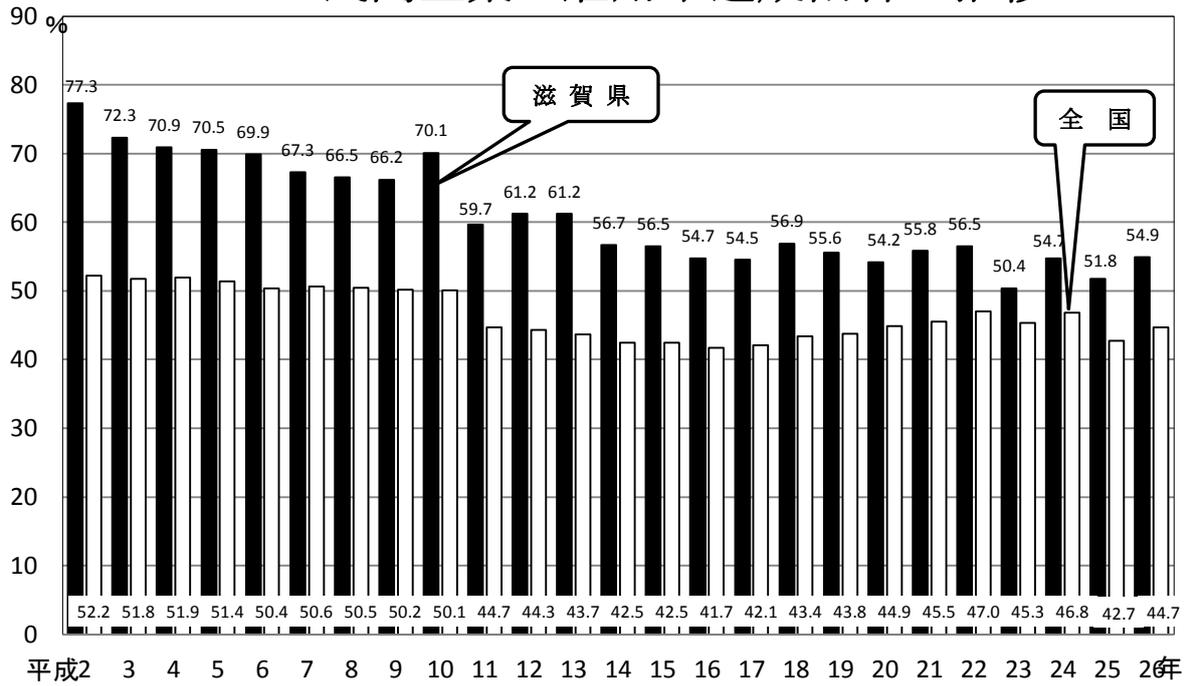
注 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

昭和63年～平成4年
平成5年～

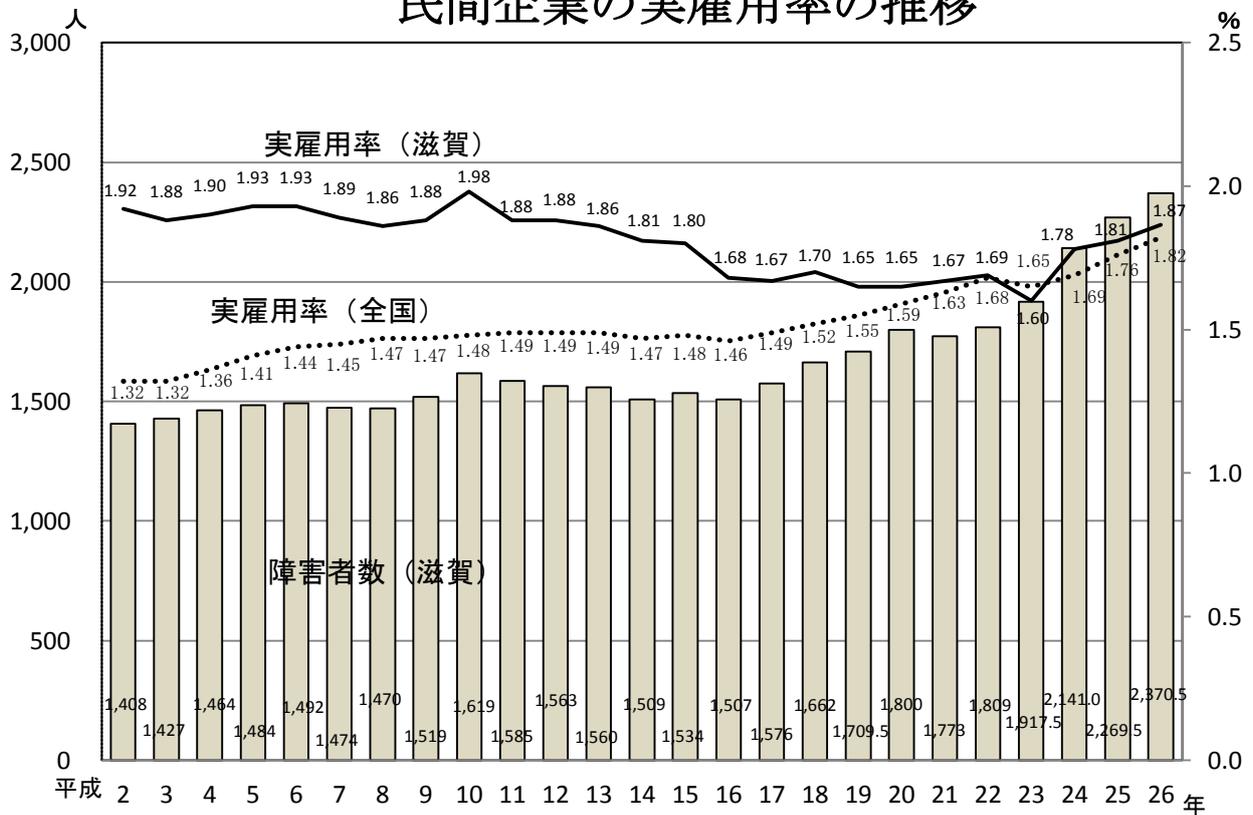
平成18年～
平成23年～

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者(短時間労働者は1人を0.5人としてカウント)を対象に加える。
 短時間労働者を常用労働者数に加える。
 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5人としてカウント)を対象に加える。

民間企業の雇用率達成割合の推移



民間企業の実雇用率の推移



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------|--|---------|-------|-------|--------------|--|--|-------|-------|-------|---|--|--|
| ○ 民間企業 | ……… | <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding-left: 10px;">……………</td> <td style="padding-left: 10px;">2. 0%</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">(50人以上規模の企業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">特殊法人等</td> <td style="padding-left: 10px;">……………</td> <td style="padding-left: 10px;">2. 3%</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | …………… | 2. 0% | (50人以上規模の企業) | | | 特殊法人等 | …………… | 2. 3% | (労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等) | | |
| 一般の民間企業 | …………… | 2. 0% | | | | | | | | | | | | |
| (50人以上規模の企業) | | | | | | | | | | | | | | |
| 特殊法人等 | …………… | 2. 3% | | | | | | | | | | | | |
| (労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等) | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | 2. 3% | | | | | | | | | | | | |
| | (43.5人以上規模の機関) | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | 2. 2% | | | | | | | | | | | | |
| | (45.5人以上規模の機関) | | | | | | | | | | | | | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

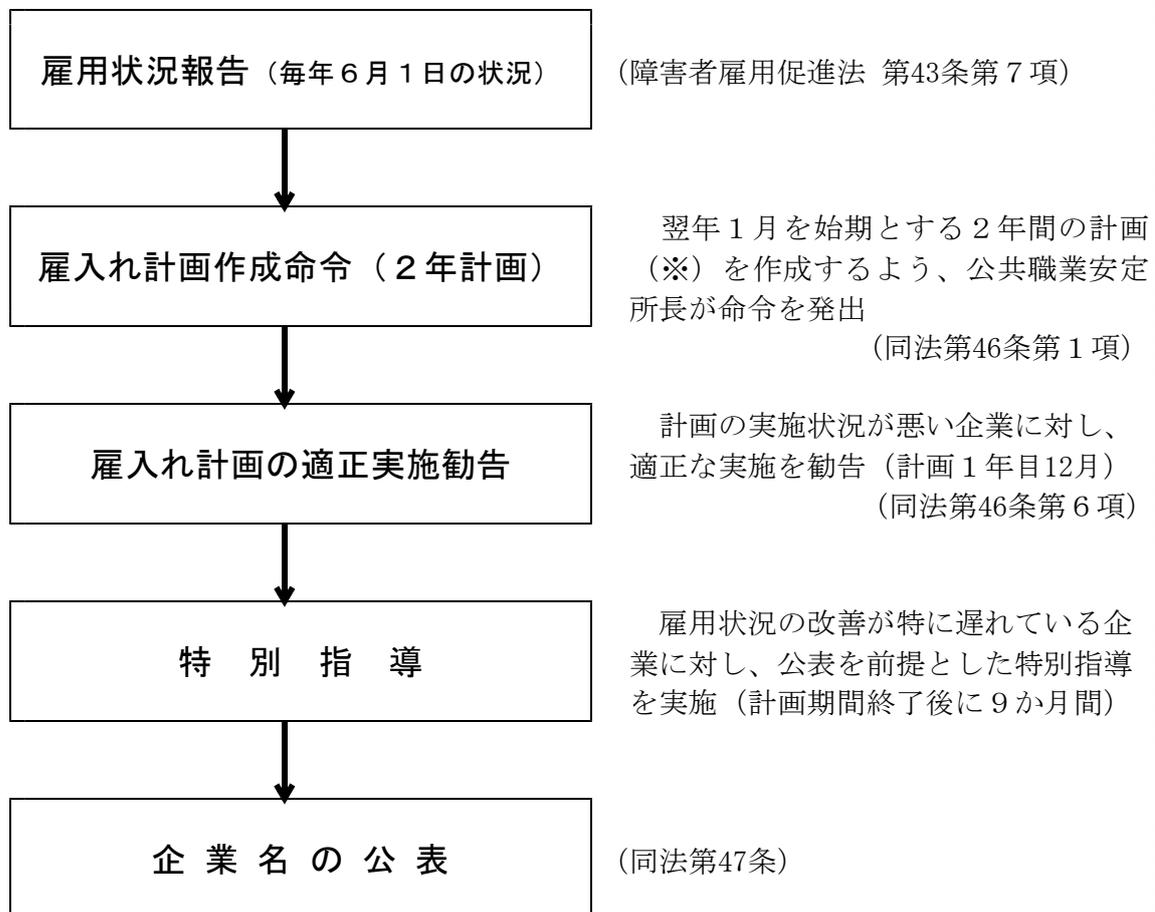
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績・全国]

- 平成25年度の実績 ()は滋賀県
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 193社 (2社)
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 206社 (0社)
 - * 「特別指導」の実施 52社 (2社)
- 雇入れ計画を実施中の企業（25年度） 617社（10社）
- 企業名の公表
 - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 - 18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
 - 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
 - 23年度 3社（うち1社は再公表）、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数 企業	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$ %	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合		
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者				E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分
滋賀県	752	127,061.0	425	84	1,305	263	2,370.5	261.5	1.87	413	54.9
	(735)	(125,666.0)	(411)	(78)	(1,251)	(237)	(2,269.5)	(189.0)	(1.81)	(381)	(51.8)
全国	86,648	23,650,463.5	103,320	12,360	195,279	33,893	431,225.5	45,269.5	1.82	38,760	44.7
	(85,314)	(23,213,401.0)	(99,560)	(11,197)	(184,179)	(28,903)	(408,947.5)	(41,906.0)	(1.76)	(36,413)	(42.7)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数							
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者である短時間労働者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
滋賀県	2,370.5	376	62	662	105	1,528.5	152.0	49	22	532	98	701.0	81.0	111	60	141.0	28.5
	(2,269.5)	(362)	(58)	(670)	(94)	(1,499.0)	(94.5)	(49)	(20)	(486)	(92)	(650.0)	(65.5)	(95)	(51)	(120.5)	(29.0)
全国	431,225.5	87,195	8,867	123,633	12,849	313,314.5	26,347.5	16,125	3,493	48,873	11,174	90,203.0	11,469.5	22,773	9,870	27,708.0	7,452.5
	(408,947.5)	(84,682)	(8,126)	(120,536)	(11,545)	(303,798.5)	(25,239.0)	(14,878)	(3,071)	(45,368)	(9,471)	(82,930.5)	(10,530.5)	(18,275)	(7,887)	(22,218.5)	(6,136.5)

[1(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は平成24年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$			
規模計	752	127,061.0	425	84	1,305	263	2,370.5	1.87	413	54.9
(735)	(125,666.0)	(411)	(78)	(1,251)	(237)	(2,269.5)	(1.81)	(381)	(51.8)	
50～100人未満	367	25,955.5	83	27	269	63	493.5	1.90	200	54.5
(351)	(24,652.0)	(74)	(21)	(257)	(75)	(463.5)	(1.88)	(184)	(52.4)	
100～300人未満	308	47,909.5	141	25	444	75	788.5	1.65	173	56.2
(304)	(46,408.5)	(125)	(28)	(432)	(66)	(743.0)	(1.60)	(160)	(52.6)	
300～500人未満	50	17,007.5	51	3	161	24	278.0	1.63	23	46.0
(52)	(17,384.5)	(57)	(3)	(134)	(14)	(258.0)	(1.48)	(22)	(42.3)	
500～1000人未満	20	12,551.5	54	4	136	17	256.5	2.04	13	65.0
(19)	(11,338.5)	(43)	(2)	(115)	(16)	(211.0)	(1.86)	(10)	(52.6)	
1,000以上	7	23,637.0	96	25	295	84	554.0	2.34	4	57.1
(9)	(25,882.5)	(112)	(24)	(313)	(66)	(594.0)	(2.29)	(5)	(55.6)	

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数							
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
規模計	2,370.5	376	662	1,528.5	22	49	532	98	701.0	111	60	141.0	81.0	111	60	141.0	81.0
(2,269.5)	(362)	(670)	(1,499.0)	(94)	(49)	(486)	(92)	(650.0)	(65.5)	(95)	(51)	(120.5)	(65.5)	(95)	(51)	(120.5)	(65.5)
50～100人未満	493.5	67	122	278.5	14	16	126	28	186.0	21	16	29.0	—	21	16	29.0	—
(463.5)	(59)	(126)	(266.5)	(21)	(15)	(113)	(38)	(171.0)	(26.0)	(18)	(16)	(26.0)	—	(18)	(16)	(26.0)	—
100～300人未満	788.5	127	260	550.0	3	14	142	23	184.5	42	24	54.0	—	42	24	54.0	—
(743.0)	(111)	(21)	(261)	(517.0)	(26)	(14)	(137)	(17)	(180.5)	(34)	(23)	(45.5)	—	(34)	(23)	(45.5)	—
300～500人未満	278.0	48	88	190.5	0	3	56	12	68.0	17	5	19.5	—	17	5	19.5	—
(258.0)	(54)	(80)	(194.0)	(6)	(3)	(40)	(6)	(49.0)	(49.0)	(14)	(2)	(15.0)	—	(14)	(2)	(15.0)	—
500～1000人未満	256.5	52	73	185.5	1	2	53	2	59.0	10	4	12.0	—	10	4	12.0	—
(211.0)	(41)	(68)	(157.0)	(10)	(2)	(39)	(3)	(44.5)	(44.5)	(8)	(3)	(9.5)	—	(8)	(3)	(9.5)	—
1,000以上	554.0	82	119	324.0	4	14	155	33	203.5	21	11	26.5	—	21	11	26.5	—
(594.0)	(97)	(135)	(364.5)	(31)	(15)	(157)	(28)	(205.0)	(205.0)	(21)	(7)	(24.5)	—	(21)	(7)	(24.5)	—

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数 企業	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100 %	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合 %	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5				F. うち新規雇 用分
			人	人	人	人	人				人
産業計	752 (735)	127,061.0 (125,666.0)	425 (411)	84 (78)	1305 (1251)	263 (237)	2,370.5 (2,269.5)	261.5 (189.0)	413 (381)	1.87 (1.81) (1.72) (1.75)	54.9 (51.8) (100.0) (100.0)
農、林、漁業	1 (1)	58.0 (57.0)	0 (-)	0 (-)	1 (-)	0 (-)	1.0 (1.0)	0.0 (-)	1 (1)	1.72 (1.75)	100.0 (100.0)
鉱業、採石業、砂利 採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	- (-)	- (-)
建設業	16 (16)	2,203.0 (2,109.5)	6 (6)	0 (0)	20 (19)	2 (1)	33.0 (31.5)	1.0 (1.5)	8 (8)	1.50 (1.49)	50.0 (50.0)
製造業	292 (293)	50,189.5 (50,888.0)	173 (168)	7 (9)	522 (508)	21 (21)	885.5 (863.5)	97.0 (53.0)	164 (150)	1.76 (1.70)	56.2 (51.2)
電気・ガス、熱供給	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	- (-)	- (-)
情報通信業 ・水道業	7 (7)	1,279.0 (1,274.0)	4 (6)	0 (0)	10 (10)	2 (1)	19.0 (22.5)	2.0 (6.0)	4 (4)	1.49 (1.77)	57.1 (57.1)
運輸業、郵便業	44 (44)	5,050.0 (5,004.0)	24 (19)	3 (2)	52 (55)	7 (7)	106.5 (98.5)	12.0 (5.5)	29 (29)	2.11 (1.97)	65.9 (65.9)
卸売業、小売業	89 (86)	24,176.0 (24,088.5)	57 (57)	24 (16)	257 (251)	82 (67)	436.0 (414.5)	31.5 (42.0)	34 (31)	1.80 (1.72)	38.2 (36.0)
金融業、保険業	9 (9)	4,486.0 (4,564.5)	21 (22)	11 (11)	29 (27)	16 (12)	90.0 (88.0)	8.0 (1.5)	4 (5)	2.01 (1.93)	44.4 (55.6)
不動産業 物品賃貸業	8 (8)	764.5 (774.5)	1 (-)	0 (-)	1 (-)	0 (-)	3.0 (1.0)	2.0 (-)	1 (1)	0.39 (0.13)	12.5 (12.5)
学術研究、専門・技 術サービス業	8 (6)	1,416.0 (1,246.0)	4 (5)	0 (0)	13 (11)	1 (0)	21.5 (21.0)	1.5 (1.0)	5 (3)	1.52 (1.69)	62.5 (50.0)
宿泊業、飲食サービ ス業	22 (22)	3,045.0 (3,110.0)	10 (8)	2 (5)	31 (25)	8 (14)	57.0 (53.0)	5.5 (11.0)	13 (13)	1.87 (1.70)	59.1 (59.1)
生活関連サービス 業、娯楽業	18 (17)	1,708.0 (1,541.5)	3 (2)	0 (4)	27 (20)	0 (1)	33.0 (28.5)	6.0 (1.0)	6 (7)	1.93 (1.85)	33.3 (41.2)
教育、学習支援業	12 (12)	1,115.0 (1,183.5)	1 (3)	0 (0)	9 (6)	0 (0)	11.0 (12.0)	2.0 (0.0)	4 (4)	0.99 (1.01)	33.3 (33.3)
医療、福祉	135 (127)	19,669.5 (18,486.5)	84 (81)	31 (28)	237 (233)	105 (95)	488.5 (470.5)	65.0 (57.5)	89 (81)	2.48 (2.55)	65.9 (63.8)
複合サービス事業	14 (14)	3,287.0 (3,318.0)	12 (13)	1 (1)	31 (30)	1 (2)	56.5 (58.0)	5.0 (2.0)	12 (10)	1.72 (1.75)	85.7 (71.4)
サービス業	77 (73)	8,614.5 (8,020.5)	25 (21)	5 (2)	65 (54)	18 (16)	129.0 (106.0)	23.0 (7.0)	39 (34)	1.50 (1.32)	50.6 (46.6)

注 1 (1)①の表と同じ
-は1社の為、掲載せず

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数				
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
産業計	2,370.5 (2,269.5)	376 (362)	62 (58)	662 (670)	105 (94)	1,528.5 (1,499.0)	152.0 (94.5)	49 (49)	22 (20)	532 (486)	98 (92)	701.0 (650.0)	81.0 (65.5)	111 (95)	60 (51)	141.0 (120.5)	28.5 (29.0)
農、林、漁業	1.0 (1.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0.0 (-)		0 (-)	0 (-)	1 (-)	0 (-)	1.0 (-)		0 (-)	0 (-)	0.0 (-)	
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	33.0 (31.5)	6 (6)	0 (0)	15 (15)	2 (1)	28.0 (27.5)		0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)		2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	
製造業	885.5 (863.5)	155 (151)	6 (8)	250 (263)	13 (13)	572.5 (579.5)		18 (17)	1 (1)	218 (198)	3 (3)	256.5 (234.5)		54 (47)	5 (5)	56.5 (49.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	19.0 (22.5)	4 (6)	0 (0)	9 (10)	1 (0)	17.5 (22.0)		0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1.5 (0.5)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
運輸業、郵便業	106.5 (98.5)	24 (19)	3 (2)	37 (42)	7 (6)	91.5 (85.0)		0 (0)	0 (0)	13 (10)	0 (1)	13.0 (10.5)		2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)	
卸売業、小売業	436.0 (414.5)	40 (39)	16 (12)	103 (104)	36 (29)	217.0 (208.5)		17 (18)	8 (4)	137 (132)	34 (32)	196.0 (188.0)		17 (15)	12 (6)	23.0 (18.0)	
金融業、保険業	90.0 (88.0)	21 (22)	11 (11)	24 (24)	12 (8)	83.0 (83.0)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (1)	3.0 (2.5)		3 (1)	2 (3)	4.0 (2.5)	
不動産業、物品賃貸業	3.0 (1.0)	1 (-)	0 (-)	1 (-)	0 (-)	3.0 (-)		0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0.0 (-)		0 (-)	0 (-)	0.0 (-)	
学術研究、専門・技術サービス業	21.5 (21.0)	4 (5)	0 (0)	12 (10)	1 (0)	20.5 (20.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
宿泊業、飲食サービス業	57.0 (53.0)	10 (8)	2 (5)	14 (12)	2 (4)	37.0 (35.0)		0 (0)	0 (0)	14 (8)	5 (8)	16.5 (12.0)		3 (5)	1 (2)	3.5 (6.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	33.0 (28.5)	1 (1)	0 (0)	7 (5)	0 (0)	9.0 (7.0)		2 (1)	0 (4)	17 (13)	0 (0)	21.0 (19.0)		3 (2)	0 (1)	3.0 (2.5)	
教育、学習支援業	11.0 (12.0)	1 (3)	0 (0)	8 (5)	0 (0)	10.0 (11.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
医療、福祉	488.5 (470.5)	73 (70)	18 (17)	112 (113)	16 (18)	284.0 (279.0)		11 (11)	13 (11)	107 (103)	52 (45)	168.0 (158.5)		18 (17)	37 (32)	36.5 (33.0)	
複合サービス事業	56.5 (58.0)	12 (12)	1 (1)	25 (26)	0 (1)	50.0 (51.5)		0 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (4.0)		4 (2)	1 (1)	4.5 (2.5)	
サービス業	129.0 (106.0)	24 (20)	5 (2)	45 (40)	15 (14)	105.5 (89.0)		1 (1)	0 (0)	15 (12)	1 (1)	17.5 (14.5)		5 (2)	2 (1)	6.0 (2.5)	

注 1 (1)②の表と同じ
-は1人の為、掲載せず

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数										④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	人	人	人	人			
製造業計	292 (293)	50,189.5 (50,888.0)	173 (168)	7 (9)	522 (508)	21 (21)	885.5 (863.5)	97.0 (53.0)	1.76 (1.70)	164 (150)	56.2 (51.2)				
食料品・たばこ	16 (15)	2,557.0 (2,485.0)	4 (5)	2 (1)	39 (38)	1 (2)	49.5 (50.0)	3.5 (5.0)	1.94 (2.01)	10 (11)	62.5 (73.3)				
繊維工業	20 (19)	2,314.5 (1,995.0)	6 (6)	1 (0)	28 (22)	0 (2)	41.0 (35.0)	3.0 (2.5)	1.77 (1.75)	15 (11)	75.0 (57.9)				
木材・家具	2 (4)	197.0 (313.5)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)	2.0 (0.0)	1.52 (0.96)	2 (2)	100.0 (50.0)				
ハルプ・紙・印刷	14 (14)	2,178.0 (2,082.5)	4 (4)	0 (0)	22 (21)	1 (1)	30.5 (29.5)	2.0 (5.5)	1.40 (1.42)	8 (8)	57.1 (57.1)				
化学工業	41 (40)	5,454.0 (5,250.0)	11 (10)	0 (0)	60 (53)	2 (3)	83.0 (74.5)	8.0 (3.0)	1.52 (1.42)	24 (21)	58.5 (52.5)				
窯業・土石	15 (15)	4,998.0 (5,290.5)	26 (26)	0 (1)	75 (88)	0 (0)	127.0 (141.0)	1.0 (4.0)	2.54 (2.67)	6 (6)	40.0 (40.0)				
鉄鋼	5 (6)	743.5 (830.5)	3 (4)	0 (2)	5 (5)	1 (1)	11.5 (15.5)	0.0 (0.0)	1.55 (1.87)	2 (4)	40.0 (66.7)				
非鉄金属	4 (4)	1,524.0 (1,489.5)	5 (3)	0 (0)	14 (13)	0 (0)	24.0 (19.0)	7.0 (4.0)	1.57 (1.28)	1 (1)	25.0 (25.0)				
金属製品	21 (22)	2,124.0 (2,105.5)	9 (6)	0 (0)	30 (33)	0 (1)	48.0 (45.5)	0.0 (0.0)	2.26 (2.16)	11 (10)	52.4 (45.5)				
電気機械	33 (34)	5,225.5 (4,962.5)	26 (21)	3 (2)	44 (46)	5 (5)	101.5 (92.5)	11.0 (7.0)	1.94 (1.86)	24 (23)	72.7 (67.6)				
その他機械	71 (68)	14,904.5 (14,287.0)	56 (49)	1 (2)	129 (114)	6 (4)	245.0 (216.0)	46.0 (16.0)	1.64 (1.51)	36 (31)	50.7 (45.6)				
その他	50 (52)	7,969.5 (9,796.5)	23 (34)	0 (1)	73 (72)	5 (2)	121.5 (142.0)	13.5 (6.0)	1.52 (1.45)	25 (22)	50.0 (42.3)				

注 1 (3)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. 計 c+d×0.5
製造業計	885.5 (863.5)	155 (151)	6 (8)	250 (263)	13 (13)	572.5 (579.5)	18 (17)	1 (1)	218 (198)	3 (3)	256.5 (234.5)	54 (47)	5 (5)	56.5 (49.5)
食料品・たばこ	49.5 (50.0)	1 (2)	1 (1)	7 (5)	0 (0)	10.0 (10.0)	3 (3)	1 (0)	30 (32)	1 (0)	37.5 (38.0)	2 (1)	0 (2)	2.0 (2.0)
繊維工業	41.0 (35.0)	5 (5)	1 (0)	16 (13)	0 (0)	27.0 (23.0)	1 (1)	0 (0)	7 (4)	0 (2)	9.0 (7.0)	5 (5)	0 (0)	5.0 (5.0)
木材・家具	3.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	30.5 (29.5)	4 (4)	0 (0)	14 (13)	0 (0)	22.0 (21.0)	0 (0)	0 (0)	5 (6)	0 (0)	5.0 (6.0)	3 (2)	1 (1)	3.5 (2.5)
化学工業	83.0 (74.5)	10 (9)	0 (0)	39 (37)	1 (3)	59.5 (56.5)	1 (1)	0 (0)	13 (9)	0 (0)	15.0 (11.0)	8 (7)	1 (0)	8.5 (7.0)
窯業・土石	127.0 (141.0)	26 (26)	0 (1)	37 (46)	0 (0)	89.0 (99.0)	0 (0)	0 (0)	33 (35)	0 (0)	33.0 (35.0)	5 (7)	0 (0)	5.0 (7.0)
鉄鋼	11.5 (15.5)	3 (4)	0 (1)	4 (5)	1 (1)	10.5 (14.5)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
非鉄金属	24.0 (19.0)	4 (3)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	9.0 (8.0)	1 (0)	0 (0)	12 (10)	0 (0)	14.0 (10.0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)
金属製品	48.0 (45.5)	6 (4)	0 (0)	12 (14)	0 (1)	24.0 (22.5)	3 (2)	0 (0)	17 (18)	0 (0)	23.0 (22.0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)
電気機械	101.5 (92.5)	25 (20)	3 (2)	21 (24)	5 (4)	76.5 (68.0)	1 (1)	0 (0)	21 (19)	0 (1)	23.0 (21.5)	2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)
その他機械	245.0 (216.0)	51 (44)	1 (2)	64 (67)	1 (2)	167.5 (158.0)	5 (5)	0 (0)	47 (34)	2 (0)	58.0 (44.0)	18 (13)	3 (2)	19.5 (14.0)
その他	121.5 (142.0)	20 (30)	0 (1)	32 (35)	5 (2)	74.5 (97.0)	3 (4)	0 (0)	32 (30)	0 (0)	38.0 (38.0)	9 (7)	0 (0)	9.0 (7.0)

注 1 (3)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数				③障害者の数が0人である企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人		4.5人以上8人以下
規模計	339 (100.0%)	228 (67.3%)	66 (19.5%)	23 (6.8%)	17 (5.0%)	5 (1.5%)	214 (63.1%)
50-100人未満	167 (100.0%)	167 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	162 (97.0%)
100-300人未満	135 (100.0%)	55 (40.7%)	58 (43.0%)	15 (11.1%)	6 (4.4%)	1 (0.7%)	51 (37.8%)
300-500人未満	27 (100.0%)	4 (14.8%)	6 (22.2%)	6 (22.2%)	9 (33.3%)	2 (7.4%)	1 (3.7%)
500-1000人未満	7 (100.0%)	2 (28.6%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

2 地方公共団体における状況

①概況

区 分		①法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 ②÷①×100 (%)
滋賀県庁 (法定雇用率2.3%)		3,573.0	87.5	2.45
		(3,566.0)	(82.5)	(2.31)
滋賀県教育委員会 (法定雇用率2.2%)		8,082.0	162.5	2.01
		(8,113.0)	(143.5)	(1.77)
市町の機関 (法定雇用率2.3%)		13,715.0	313.5	2.29
		(13,867.0)	(305.0)	(2.20)
全 国	都道府県の機関	322,490.5	8,284.5	2.57
		(322,458.5)	(8,136.0)	(2.52)
	都道府県 教育委員会 (法定雇用率2.2%)	575,830.5	12,153.5	2.11
		(576,612.5)	(11,634.5)	(2.02)
	市町村の 機 関	1,061,832.5	25,265.0	2.38
		(1,061,543.5)	(24,792.0)	(2.34)

注 下段()は平成25年6月1日現在の数値である。
滋賀県には、滋賀県病院事業庁及び滋賀県企業庁を含む。

②市町等の各機関の状況

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備 考
計	13,715.0	313.5	2.29	8.0	
大津市	2,057.0	47.0	2.28	0.0	(注4-①)
高島市	457.0	11.0	2.41	0.0	
長浜市	1,672.0	37.5	2.24	0.5	(注4-②)
米原市	367.0	9.0	2.45	0.0	(注4-③)
彦根市	1,020.5	26.0	2.55	0.0	(注4-④)
近江八幡市	987.0	24.0	2.43	0.0	(注4-⑤)
東近江市	872.0	20.0	2.29	0.0	(注4-⑥)
甲賀市	811.0	19.0	2.34	0.0	(注4-⑦)
湖南市	469.0	12.0	2.56	0.0	(注4-⑧)
草津市	788.0	18.0	2.28	0.0	(注4-⑨)
守山市	813.0	19.0	2.34	0.0	(注4-⑩)
野洲市	386.0	8.0	2.07	0.0	
栗東市	397.5	11.0	2.77	0.0	(注4-⑪)
多賀町	113.0	2.0	1.77	0.0	
甲良町	109.0	4.0	3.67	0.0	
豊郷町	87.0	2.0	2.30	0.0	
愛荘町	235.5	5.5	2.34	0.0	(注4-⑫)
日野町	204.0	5.0	2.45	0.0	(注4-⑬)
竜王町	137.0	2.0	1.46	1.0	(注5)
高島市教育委員会	77.0	1.0	1.30	0.0	
野洲市教育委員会	166.5	0.5	0.30	2.5	
竜王町教育委員会	67.0	2.0	2.99	0.0	
高島市民病院	183.0	1.0	0.55	3.0	
長浜市病院事業	731.0	15.0	2.05	1.0	
東近江市立能登川病院	77.5	1.0	1.29	0.0	
公立甲賀病院組合	430.5	11.0	2.56	0.0	
公立大学法人滋賀県立大学	198.0	5.0	2.53	0.0	
滋賀県警察本部	312.5	7.0	2.24	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントし、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①大津市は、大津市教育委員会及び大津市企業庁を含む。

②長浜市は、長浜市教育委員会を含む。

③米原市は、米原市教育委員会を含む。

④彦根市は、彦根市教育委員会を含む。

⑤近江八幡市は、近江八幡市教育委員会及び近江八幡市立総合医療センターを含む。

⑥東近江市は、東近江市教育委員会を含む。

⑦甲賀市は、甲賀市教育委員会を含む。

⑧湖南市は、湖南市教育委員会を含む。

⑨草津市は、草津市教育委員会を含む。

⑩守山市は、守山市教育委員会及び守山市民病院を含む。

⑪栗東市は、栗東市教育委員会を含む。

⑫愛荘町は、愛荘町教育委員会を含む。

⑬日野町は、日野町教育委員会を含む。

5 竜王町は、9月25日現在において、達成機関となっている。

3 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.82	0.06	44.7	2.0	38,760	86,648
北海道	1.90	0.05	47.6	2.0	1,512	3,179
青森	1.83	0.05	47.2	0.9	405	858
岩手	1.93	0.06	52.9	3.3	478	904
宮城	1.74	0.03	45.7	2.7	623	1,364
秋田	1.77	0.10	55.1	4.0	375	680
山形	1.88	0.09	51.6	1.3	446	864
福島	1.76	0.07	47.9	1.3	604	1,260
茨城	1.75	0.09	50.2	2.8	696	1,387
栃木	1.76	0.08	51.1	4.9	534	1,046
群馬	1.79	0.06	51.6	3.5	668	1,295
埼玉	1.80	0.09	43.7	3.8	1,195	2,737
千葉	1.77	0.06	47.5	3.2	989	2,082
東京	1.77	0.05	30.3	1.9	5,393	17,827
神奈川	1.75	0.07	41.6	1.6	1,741	4,184
新潟	1.75	0.10	49.8	5.1	840	1,688
富山	1.85	0.05	54.7	0.4	521	952
石川	1.82	0.13	51.8	3.4	480	927
福井	2.26	△0.01	53.5	2.2	345	645
山梨	1.79	0.09	51.5	5.2	274	532
長野	1.96	0.08	57.2	3.7	840	1,468
岐阜	1.79	0.05	51.0	2.0	688	1,350
静岡	1.80	0.08	47.6	1.6	1,235	2,597
愛知	1.74	0.06	41.9	1.3	2,279	5,444
三重	1.79	0.19	52.2	5.8	521	999
滋賀	1.87	0.06	54.9	3.1	413	752
京都	1.95	0.02	47.4	0.5	773	1,630
大阪	1.81	0.05	42.6	1.9	3,008	7,060
兵庫	1.90	0.06	49.1	1.7	1,479	3,010
奈良	2.22	0.00	56.2	0.4	295	525
和歌山	2.06	0.03	57.0	△0.2	302	530
鳥取	1.88	0.11	50.6	△3.0	209	413
島根	2.02	0.13	61.6	4.4	322	523
岡山	2.16	0.23	50.0	2.1	654	1,307
広島	1.90	0.06	45.1	0.9	921	2,044
山口	2.46	0.13	52.5	2.9	443	844
徳島	1.90	0.12	57.5	4.2	233	405
香川	1.88	0.02	56.5	△2.7	434	768
愛媛	1.74	0.01	47.0	3.1	424	902
高知	2.04	0.10	54.5	0.1	268	492
福岡	1.80	0.04	46.2	0.6	1,495	3,239
佐賀	2.27	0.10	66.4	2.8	355	535
長崎	2.15	0.05	55.7	1.8	517	928
熊本	2.14	0.06	52.7	1.2	593	1,125
大分	2.28	0.13	55.4	0.4	403	727
宮崎	2.15	0.11	63.4	4.1	455	718
鹿児島	2.02	0.00	57.8	1.6	617	1,068
沖縄	2.15	0.03	55.8	2.8	465	834